



平成30年度課税分より  
**個人住民税の医療費控除の特例が創設  
されました**

税務課課税第一係 ☎ 34・21112

町民税について、平成30年度課税分より所得控除に医療費控除の特例が追加されます。

次の①～⑤のいずれかを受けている人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品(※)の年間購入額が1万2000円を超えた場合、その超える部分の金額(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む。上限金額8万8000円)がその年の所得控除の対象となります。

なお、この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

- ① 特定健康診査
  - ② 予防接種
  - ③ 定期健康診断
  - ④ 健康診査
  - ⑤ がん検診
- (診査などを受けたことを明らかにする書類の提出、または提示が必要です)

※要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品で医療保険給付の対象外のものを除く)

**対象医薬品についてはコチラ**

厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000139974.pdf>



**本特例措置を利用する時のイメージ**

対象医薬品を年間 20,000 円購入した場合  
(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)

20,000 円 - 12,000 円 (下限額) = 8,000 円

※8,000 円が総所得金額等から控除される

8,000 円 × 10% (個人住民税率) = 800 円

**個人住民税は 800 円の減税になります!**

(課税所得に応じて所得税分も減税になります)

**年金受給者の事前の  
所得税確定申告の相談・受付**

年金受給者の所得税申告は、次のとおり事前に相談し、確定申告書を提出することができます。

※案内ハガキの送付はありません。

期間 **2月7日(火)～9日(木)**  
午前9時30分～正午  
午後1時～3時30分

※混雑などにより、受付を早めに終了する場合があります。

**場所**

町民ホール(町役場西側)

**持ち物**

- 年金の源泉徴収票
- 社会保険料などの支払金額の分かるもの
- 生命・地震などの保険料控除証明書
- 個人番号が確認できるもの(通知カードなど)
- 身分証明書
- その他必要書類
- 印鑑
- 通帳(還付の場合) など

2月16日(木)から所得税などの申告が始まります  
**税の申告の準備はお早めに**

桜井税務署 ☎ 42・3501

**申告期間**

**2月16日(木)～3月15日(水)**

(土・日曜日を除く)

所得税の確定申告書が国税庁のホームページで作成できます

自宅などのパソコンから国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」に接続し、画面案内に従い必要項目を入力すると、申告書などが作成できます。

作成した申告書をもまま税務署へ送付、または持参で提出できます。

(申告書は折らずに封入してください) 給与所得者や年金受給者の還付申告は、申告期間前でもできます。  
※平成28年分は、1月上旬に公開される予定です。

**e-Taxで電子申告を  
することができます**

さらに、e-Tax(国税電子申告・納税システム:事前に所轄税務署への届出や電子証明書の取得・機器の購入などが必要)を利用すれば、作成したデータを確定申告書等作成コーナーから直接電子申告することができます。



## 皆さんの応募をお待ちしています 「道の駅」の名称を募集します

町では、国史跡唐古・鍵遺跡の国道24号を挟んだ北西に「道の駅」を整備しています。

県中南和地域の歴史文化観光の玄関口として情報を発信し、地域のにぎわい・防災の場を提供し地域振興を図ることが期待される「道の駅」について、住民や来訪者の皆さんに広く親しんでいただける名称を募集します。

**応募方法** 1月10日(火)～27日(金)午後5時まで  
に次の事項を記入のうえ、持参・郵送(当日消印有効)、FAXまたは電子メールで応募してください。

①道の駅の名称(道の駅「○○○」へふりがな) ②名称の意味・由来  
③氏名(ふりがな) ④年齢  
⑤住所 ⑥電話番号 ⑦保護者同意署名(応募日時点で未成年の人のみ)  
※応募日時点で未成年の人は、保護者同意署名が必要となりますので、持参・郵送、FAXのいずれかで応募してください。

※応募申込書(任意様式)を町ホームページに掲載していますのでご

観光・まちづくり推進課 ☎ 34・2085



▲道の駅のイメージ図

利用ください。

**応募先** 〒636・0392 田原

本町890・1 田原本町役場 観光・まちづくり推進課

☒ [machi@town.tawaramoto.nara.jp](mailto:machi@town.tawaramoto.nara.jp)

**賞金** 商品券3万円分(同一名称で

応募者多数の場合は抽選)

**採用作品の発表** 広報紙と町ホームページで発表します。

**その他**

●採用された名称の著作権は、町に

帰属します。

●応募できる名称は、自作・未発表

のものに限ります。

●応募に係る費用は、応募者の負担

とします。

## あなたのやる気をまちづくりに生かそう 平成28年度田原本町職員採用試験 (追加募集)

町職員任用試験委員会(人事課内) ☎ 32・2901 (内線211)

第1次試験 **1月22日(日)**

第2次試験 **2月11日(土)**

第3次試験 **2月12日(日)**

※第2次試験受験者全員

※第1次試験合格者のみ



受験申込期間

**1月10日(火)まで**

受験申込方法

持参または郵送(持参は午後5時まで、郵送は当日必着)

受験案内・受験申込書の入手方法

町職員任用試験委員会(町役場人事課内)で配布するとともに、町ホームページ(☒ <http://www.town.tawaramoto.nara.jp/>)にも掲載しています。

### 試験職種(区分)・採用予定人員・受験資格

試験職種(区分)	採用予定人員	受験資格
行政職(上級)	若干人	昭和63年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人

#### 注意

- 採用予定人員は、変更になることがあります。
- 受験者の試験の成績が一定以下の場合、採用予定人員を減員することがあります。